

群馬自治

1

令和5年

No.375

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

特集

過疎地域の人材育成こそ重要
過疎化を進める「集住論」

法政大学 名誉教授

岡崎 昌之

町村トップ通信

嬬恋村／熊川 栄 村長

議長随想

南牧村／相馬 政之 議会議長



上田代上空

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 87

総合事務組合通信⑪ 「退職手当支給事務③」

板倉町は、「鶴舞う形」に形容される群馬県の最東南端、鶴のくちばしに位置し、埼玉県と栃木県の県境に接しています。全国でも珍しく、唯一と言える「歩いて行ける三県境」は、町の観光スポットの一つとなっています。

また、町の東部には、群馬、栃木、埼玉、茨城の四県にまたがる日本最大級の遊水地、「渡良瀬遊水地」が所在します。広大なヨシ原が特徴で貴重な動植物が数多く確認されており、平成二十四年七月には国際的に重要な湿地、ラムサール条約湿地に登録されました。令和元年の東日本台風（台風第十九号）による豪雨の際には、約一億六〇〇〇万立方メートルを貯水し、洪水被害の防止に貢献するなど、渡良瀬遊水地の持つ治水機能も大いに発揮されました。

現在、板倉町では移住施策に力を入れています。町の東部に位置する「板倉ニュータウン」は、鉄道でも車でも、都心まで僅か一時間足らずでアクセスが可能であり、東京でお仕事をされている方についても、仕事を変えず

豊かな自然と洗練された街並み 町独自の支援策で移住を促進

に移住することが可能です。

町独自の移住支援として、住宅取得支援金や板倉ニュータウン移住支援金があり、年齢制限等の諸条件はありますが、地方創生移住支援金も合わせると最大二〇〇万円プラスαの支援金を受給することが可能です。また、今年度から移住施策として奨学金返還支援補助金をスタートさせました。

町独自の子育て支援も数多く実施しています。町内小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の完全無料化をはじめ、出生時と小学校入学時に支給される子育て支援金、チャイルドシートの購入補助、〇歳児に対する紙おむつ券の給付、英語検定料の半額助成など、子育て世代にとっては、大変暮らしやすい町です。

豊かな自然と洗練された街並み、充実した移住・子育て支援、ぜひ一度、板倉町へお越しいただき、板倉町の魅力を感じていただきたいと思います。

（板倉町役場 企画財政課 館野 雅英）



町村のために地道な努力を

群馬県町村会長
(甘楽町長)

茂原 莊一

謹賀新年

令和五年元旦

【群馬県町村会】

会長 茂原 莊一 (甘楽町長)

副会長 熊川 栄 (嬭恋村長)

〃 堤 盛吉 (昭和村長)

理事 真塩 卓 (榛東村長)

〃 田村 利男 (神流町長)

〃 後藤 幸三 (高山村長)

〃 中澤 恒喜 (東吾妻町長)

〃 外山 京太郎 (川場村長)

〃 栗原 実 (板倉町長)

〃 金子 正一 (邑楽町長)

監事 黒岩 信忠 (草津町長)

〃 村山 俊明 (大泉町長)

事務局長 梅村 透

外職員 一同

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、幸多き新春を迎えられたこととお喜び申し上げます。

昨年を振り返って

昨年を振り返りますと、二〇一九年に発生した新型コロナウイルスによる社会生活への障害が、引き続き住民の生活や地域の経済活動に大きな影響をもたらした一年でした。感染症の発症予防と重症化予防に効果があるワクチン接種も四回目、五回目の接種が進められています。新型コロナウイルス感染症対策は、これからも引き続き粘り強く取り組んでいく必要があると考えています。

また、昨年は地震や線状降水帯による豪雨被害が日本各地で頻発しました。群馬県は、急峻な山地や河川も多く、何時、何処でも起こりうる災害に備え、

防災・減災対策の一層の充実強化を図るとともに、県・市町村相互の連携を深め、住民の尊い生命、身体及び財産を守っていかねばならないと気持ちを新たにしております。

統一地方選挙の年

本年は、統一地方選挙が四月に行われ、本県では、県議会議員のほか、八市町村長、二十一事町村議会議員の選挙が行われる見通しで、七月には、知事選挙も行われる予定です。

志を高く持ち、我が郷土のあるべき姿や将来像を標榜し、選挙に立候補されます多くの方々のご必勝を祈願し、心から声援を送らせていただきます。

また、有権者の皆様におかれましては、選挙は、一人ひとりの意見を暮らしや社会づくりに反映させるための大切な機会です。民主主義の基本となるものから、各候補者の考え方を

理解し、理性的に考え、自分自身で判断し、大切な自分の一票を進んで投票されますようお願いいたします。

町村長の責務

町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされている上に、長引くコロナ禍が、住民の生活や地域の経済活動に甚大な影響をもたらしています。

そのような大変厳しい状況にはありますが、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしており、町村は、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」であると自負しております。

町村長には、このかけがえの

ない財産を次世代に引き継ぐという大きな責務があると思っています。この大きな責務を全うするため、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や地域資源を活かした施策、国土強靱化のための防災・減災事業などを展開し、豊かで安全・安心な住民生活と個性あふれる多様な地域づくりを進めて参ります。

結びに

引き続き本年も様々な難局や困難が待ち構えているかもしれませんが、町村の振興発展のための活動に地道に行っていく所存ですので、なお一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、各町村の益々の発展、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年に当たつてのご挨拶とさせていただきます。

実り多い一年に



群馬県町村議会議長会
（上野村議会議長）

仲澤 太郎

謹賀新年

令和五年元旦

【群馬県町村議会議長会】

会 長 仲澤 太郎

副会長 山本 隆雄
（中々条町議長）

角田 文雄
（川場村議長）

理 事 岩崎 信幸
（吉岡町議長）

相馬 政之
（南牧村議長）

黒岩 功
（長野原町議長）

千明 道太
（片品村議長）

石内 國雄
（玉村町議長）

小林 正明
（千代田町議長）

田邊 信雄
（大泉町議長）

監 事 石坂 武
（みなかみ町議長）

松村 潤
（邑楽町議長）

事務局 梅村 透
外 職員 一同

明けましておめでと〜うござい
ます。

皆様におかれましては、新春
を晴々しい気持ちでお迎えのこ
ととお慶び申し上げます。

昨年を振り返って

本会では新型コロナウイルス
感染拡大防止のため中止してい
た議員研修会を二年ぶりに開催
することができました。未だ新
型コロナウイルスの感染数が増
減を繰り返す予断を許さない状
況が続く中での開催でしたが、
気軽に人と接触することが難し
い今だからこそ、今まで以上に
参加型の研修に意味があると思
いました。「時間と空間を共有
することで生まれる一体感」や
「人と人との交流」等多くの付
加価値をもたらすことを実感い
たしました。

予防と対策

新型コロナウイルスは、今後
も変異を繰り返し、収束までに
はさらに大規模な感染拡大が生

ずることも懸念されます。感染

拡大を防止するためには、私た
ち一人ひとりが「手洗い」「三
密（密接・密集・密閉）の回避」
「換気」を行うことが重要であ
ります。一日でも早く、笑顔で

明るく生活できる日常を取り戻
せることを心から待ち望んでい
ます。

また、近年、地球温暖化の影
響で各地で災害が頻発しており
ます。昨年七月・八月は、大雨
による災害が発生し、全国各地
に甚大な被害をもたらしまし
た。日本列島をこれでもかと痛
めつけるような災害が起こり、
住み慣れた家を失うなど被災地
域の方々の苦労されている現
状をみますと、何時、何処でも
起こりうる災害に備え、防災・
減災対策の一層の充実強化を図
り、住民の尊い生命や財産を
守っていかなければならないと
再認識したところであります。

若年層と統一地方選

今年は、統一地方選挙の年で

あります。

この四年間の審判、また、こ
れからの四年間の期待がこめら
れた一票が立候補者に投じられ
ます。

平成二十七年六月の公職選挙
法の改正により、選挙権年齢が
十八歳以上に引き下げられまし
たが、多くの若者たちは「自分
自身の生活に政治がかかわって
いる」という実感があまりない
のかも知れません。確かに、結
婚して子供が生まれると子育て
制度や医療保障制度に関心を持
ち、子供が成長して学費が必要
になってくれば、助成金や経済
情勢が気になるかと思えます。
さらに、年を重ねれば、年金制
度や福祉の問題に直面し、自身
のライフスタイルの変化や様々
なことを経験した上で、政治が
自分自身の生活に関わっている
ことを実感するのだと思いま
す。

この世代は、自分の考えを育
んできた世代であり、少子高齢
化の進む日本に生きていく世代

でありますので、未来の日本の
あり方を決める政治に是非とも
積極的に参加してもらいたいで
す。

結びに

議会は、直面する様々な問題・
課題の解決に向けて日々精力的
に活動しております。

一朝一夕に打開できる問題ば
かりではありませんが、多くの
課題を解決に導けるよう、関係
団体と一層の連絡を図りなが
ら、微力ではございますが、精
神誠意尽力していく所存ですの
で、皆様のご支援・ご協力を重ね
てお願い申し上げます。

折しも本年は、癸卯（みづの
とう）の年であります。これま
での努力が花開き、実り始める
一年になりますよう願うばかり
です。

結びに皆様のご健勝とご多幸
を祈念申し上げ、新年のご挨拶
をいたします。



「美しい希望の里」を

目指して

嬭恋村長 熊川 栄

はじめに

嬭恋村は、群馬県の最西端に位置し、日本百名山でも知られる浅間山、四阿山、白根山に囲まれた高原の村です。昭和四十年代中頃までは硫黄や鉄など五つの鉱山がありましたが、この頃の人口が今となつてはピークで約一万五千人でした。閉山後は、農業と観光の村づくりを軸とし、中でも冷涼な気候を活用した夏秋キャベツは特産品として出荷量日本一が五十年以上続いています。一方観光面では、昭和四十年代から別荘地開発が始まり、浅間山麓には約七千

棟の別荘が建ち並んでいます。様々なレジャー施設や豊富な温泉に恵まれ、年間を通して楽しめるリゾート地に成長しました。

人口減少対策

現在の人口は、約九千人に減少しています。人口減少に適應した縮小均衡と同時に、将来を見据えた投資も必要であり、この判断がとても重要と感じています。現在、あらゆる地域資源・人的資源を活用して第六次総合計画の将来像である「高原に抱かれた美しい希望の里 嬭恋村」の目標達成のため、様々な取り組みをしています。まず、コロナ禍で需要が高まっているテレワーク施設の整備や使われていない別荘等を空き家バンクに登録いただき、移住・定住者を増やす努力をしています。美しい景観と快適な気候から二拠点居住や更なる関係人口の増加につながることを期待しています。



浅間山とキャベツ畑

高齢者等の公共交通

本村は広大で、しかもバス路線が一部しかないため高齢者の運転免許返納は、簡単な話ではありません。そこで、村では高齢者等を対象に村内の移動時に一回二百円で利用できる送迎サービス「チョイソコつまこい」と、遠方への移動に利用できるタクシール料金補助の「おでかけタクシー」など支援の拡充を進めています。

地域資源の活用

天明三年の浅間山大噴火から二百四十年が経過しました。浅



鎌原地区の発掘調査

間山は大災害をもたらしましたが、一方で唯一無二といえる雄大な景観を形成し、また地球上で僅か三%前後といわれる稀な黒色火山灰土がキャベツの適地となりました。噴火を起因とする土石流で埋まった鎌原地区の発掘調査を昨年度から始めましたが、この発掘はしばらく続ける予定です。関連して長野原町と一緒に取り組んでいる「浅間山北麓ジオパーク」の活動と合わせ、浅間山との共生を合言葉に歴史と景観の活用に取り組んでいます。

鎌原観音堂周辺の再整備

天明三年の浅間山噴火時、高台で避難場所となった鎌原観音堂を中心に再整備を行っていました。嬭恋郷土資料館の増築、ジオパークの拠点である地域交流センターの増築、また、令和二年に開業した農産物等直売所と一体的に、村の歴史から特産品まで嬭恋村のことがわかる誘客エリアとして令和五年三月の完成を目指しています。

上信自動車道への期待

平成三十一年に長野原・嬭恋バイパスが整備区間に格上げされ、近い将来、鎌原地区への誘客が追い風になると考えています。

また、鎌原地区から長野県境へ至る嬭恋バイパスも計画が進められています。この大動脈となる道路は、村にとって経済の活性化と流通の効率化をもたらすものと期待しています。

嬭恋村防災の日を制定

令和元年の台風十九号により、村の東西を結ぶ国道一四四号が断続的に約1kmにわたって流失するという被害がありました。甚大な被害を受けて安全安心な暮らしの教訓とするため、毎年十月十二日を「嬭恋村防災の日」として定めました。今年度は注意喚起の広報活動をはじめ、防災ハンドブックを作成して全戸配布を行いました。

豊かで安心して暮らせる村

気候変動に伴う自然災害が増加していますが、幸いにして本村は食料・水・再生可能エネルギーの自給率が一〇〇%を超えており、永続可能な自治体として分類されています。今後も恵まれた環境の保全と活用に取り組み、住民が豊かで安心して暮らせる村づくりに努めてまいります。

最後に、皆さま四季折々の景色を眺めにぜひ嬭恋村へお越しください。



過疎地域の人材育成こそ重要 「過疎化を進める『集住論』」

法政大学 名誉教授 岡崎 昌之

I 多極集住は過疎化を促進する

①一極集中から多極集中へ

政府は令和四年六月に『経済財政運営と改革の基本方針二〇二二』を発表した。いわゆる「骨太の方針」である。人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、新規創業への投資などを掲げ、社会課題の解決に向けた取組として、多極化・地域活性化の推進を挙げ、「東京一極集中の是正、多極集中、社会機能を補完・分散する国土構造の実現に向け、（中略）分散型国づくりを進める」としている。

同時に発表され岸田内閣の看板政策である「新しい資本主義」で、政策を明示した『新しい資本主義のグランドデザインと実行計画』の中では、経済社会の多極集中化の項目で、「デジタル田園都市国家構想の推進により、一極集中から多極集中への

転換を図る」としている。

従来は、一極集中から多極分散へが地域政策の基本的な方向であったが、このところ主要な政策に関連して、多極分散から「多極集中」へと言葉が微妙に変化している。

②多極集中から多極集住へ？

これを受けて日本経済新聞は一步踏み込んで「人口減を直視し多極集住を目指せ」と述べた（社説 二〇二二・八・三三）。社会インフラや行政サービスの維持にはある程度の人口密度が必要、日本は居住制限の法的拘束力が欧州に比べて緩い、過疎地に配慮して集住を明示せざるにき、過疎地の多面的機能を人手をかけずに守る戦術に知恵を絞れ、とする。

この主張こそ「新しい資本主義」に逆行する経済効率優先主義で、農山漁村の集落が果たし

てきた役割を理解していない。

例えば、多くの河川を有する日本の国土で、上流部の山村や中部の中山間地域の集落が、稲作とも相まって網の目のように張り巡らされている水路や小河川を維持管理してきた。それが

多雨期の河川の流量を制御し、下流域の都市部を洪水から防いだ。それに係る夥しい労力や協同作業が、祭や行事を生み、伝統的な文化を形成してきた。これこそが過疎地の多面的機能である。こうした機能を「人手



岡山県美作市上山地区「移住者や地元の人で棚田の水路を整備」

をかけずに守る戦術などとは、荒唐無稽な夢想到過ぎない。

欧州は居住制限の法的拘束力が強く、集住しているというが、それはおもに平野の都市部のことだ。調査に関わってきたスイスの山間部では、多くが分散居住で、各集落へ小型バスやロープウェイなどの公共交通機関が通じ、山間部で人口が増えている。

新しい資本主義実現会議構成員で「グランドデザインと実行計画」策定に関わった経営コンサルタントの富山和彦氏は、「東京一極集中から多極集住を目指せ」（日経グローバル 二〇二二・六・六）の中で、「中山間地域や限界集落から賢く撤退すること」、「多極集住が実現してはじめて新しく豊かな国へと転換できる」と述べている。いずれも「集中」では物足りず、憲法で保障された居住の自由をも侵害しかねない「集住」を主張している。

③多極集中は一極集中に行きつく

「集住論」はこれまで幾度か過疎地域で採られてきた。「辺鄙なところに住むから行政コストがかさむ」「町なかに住もう」

という主張であった。豪雪地域や極寒冷地の高齢者を保護するため、冬季間、町なかの集合住宅へ移住させるといった施策で、北海道や東北の一部で取り組まれたこともあるが、多くの場合、高齢者は住み慣れた元の集落に戻るのが実態だ。

日本の集落は、厳しい山間部や離島でも、集落ごとに長い歴史をもっている。たんに資源や宝があったというだけではなく、そこに生まれた人、嫁いできた人たちは、その地域に価値を見出し、それを最大限に活かし、自然と折り合いをつけ、国土を管理し、伝統文化を育み、営々と暮らしてきた。人が地域で暮らすということは、経済効率だけで簡単に割り切れるものではない。

地方都市の中心部も、周辺集落と支え合ってきた。『集住』と称して安易に周辺集落の村おさめや村じまいを促すことは、地域の過疎化をより促進することになる。町なかに集住して効果がなければより大きな都市の中心部へと、多極集住は一極集中に繋がり、村じまいや村おさめを促された町村の周辺部はより厳しい過疎への道を歩むこと



大分県由布院温泉 「田圃の藁こづみも観光部門からの支援」

になる。賢く撤退するのではなく、より賢く再生の道を模索することこそ重要だ。

集住論は過疎地や農山村の集落に対してではなく、都市部にこそ必要な地域政策である。日本の大都市周辺や地方都市では、優良農地を潰し、湿地を埋立てて、無秩序に個性のない宅地や商業地を都市周辺部に拡大してきた。それこそ居住制限の法的拘束力を高め、中心部によりコンパクトな市街地形成を促すべきである。

④多極の極とは何か

多極集住論の危ういところは、多極の極とは何かが明示されていないことだ。富山氏は前述の文中で「湯布院やニセコは東京から離れていても集積で成

功」と述べている。旧湯布院町の総合計画の策定にも関わった筆者からすれば、それは違う。

由布院のまちづくりをリードしてきた旅館経営者たちは、盆地内や周辺集落の農家と連携し、積極的に由布院の農産物を宿泊客に提供し、加工して特産品とし、その価値を最大限に活かしてきた。由布院がまちづくり型観光地のモデルと位置づけられたのは、中心部の観光部門と周辺に点在する農業集落の連携があったからだ。集積ではなく緩やかな支え合いだ。

現在の国土形成計画でも過疎地域に対して、「小さな拠点づ

Ⅱ 地域を担う人材の確保と育成

①外部人材と地域を繋ぐ地元人材の重要性

こうした動向を直視しつつ過疎地域が取り組むべきは、集落レベルのきめ細かい地域づくりの模索である。地域の将来像を共有しつつ、他地域との交流や連携が重要である。そのために不可欠なのは、新過疎法でも掲げる「人材の確保と育成」ではないか。

一九九〇年代後半から始まっ

くりは人口減少が進む地域においても人々の生活を支え、愛着のある地域に住み続けられることを目指す取組である」とし、「集落地域においては居住機能の集約までを本来的な目的とはしない」（「国土形成計画」リーフレット）とわざわざ注記もしてある。二〇五〇年を見据えた次期国土形成計画の策定準備が始まっている。東日本大震災以降、若い世代が農山漁村での生活に強い関心を持っている現在、長年に渡って国土を維持管理してきた集落の意義を再確認しながら、きめ細やかな計画が策定されることを望む。

た団塊世代ジュニアなど若者の農山漁村志向は、東日本大震災を目の当たりにした若い世代への地方回帰を促し、家族単位の地方移住やテレワークを促進した。過疎地域においても外部人材確保の条件は整っている。重要なのはこの人材をいかに地域に定着させ、地域づくりの担い手として位置付けるかだ。

そこで見落とせないのは外部人材と地域社会を繋ぐ地元

プロフィール

岡崎昌之（おかざき まさゆき）

法政大学 名誉教授

岡山市出身。(財)日本地域開発センター企画調査部長、福井県立大学教授、法政大学教授。専門は地域経営論、コミュニティ政策論。地域づくり団体全国協議会会長、全国過疎地域連盟理事、福島県地域創生有識者会議座長他。放送大学客員教授、自治体学会代表運営委員、国土審議会政策部会専門委員他を歴任。岩手県遠野市、山形県小国町、栃木県茂木町、福井県大野市、山梨県小菅村、愛媛県内子町、熊本県小国町、大分県湯布院町（現由布市）、沖縄県読谷村他のまちづくりや計画策定に参画。『まちづくり再考』（ぎょうせい）、『地域は消えない』（日本経済評論社）編著他。

人材である。大分県竹田市は二〇一〇年から二〇二二年までに九十八名の地域おこし協力隊を受け入れてきた。協力隊終了後の定住率も高い。協力隊を積極的に導入した前市長の首藤勝次さんは、現場に頻繁に足を運び、課題を把握し、その解決に繋がる人材を協力隊として導入していった。隊員の着任後も抱えている問題などを自らが聞き、その解決に寄り添った。

協力隊の年代に近い市職員で企画情報課（当時）の後藤雅人さんも、隊員の悩みを聞きつつ相談相手になっていた。また定住支援員として、退職した総務課長経験者など地域の状況に詳しい人材を任用し、協力隊員や移住者のサポートに当たっている。こうした手厚い支援体制が、外部人材の移住定住と、市内での福祉、芸術、農業部門等での活動へと繋がっている。

自治体職員や集落支援員、地域組織の代表者など外部人材と対応する人々には、地元の歴史や生活文化、地理や植生など幅広い地元情報をもとに、地域を客観的に捉えつつ、外と内を結び付ける不断の取組が重要だ。

②人材の育成と活躍の場

より困難なのは人材の育成だ。研修参加や先進地視察だけでは人材は育たない。山形県小国町は朝日連峰と飯豊山系に挟まれた山村だが、林野庁など中央省庁との人事交流、全国地域リーダー養成塾（地域活性化センター）や地域農政未来塾（全国町村会）など、通年型研修へ若い職員を積極的に派遣してきた。派遣された職員も能力開発や他地域とのネットワーク形成などに精力的に取り組んできた。

それに伴って、近年の町の地域づくりの取組みは目覚ましく、地域を担う人材が育ってきた。移住者コミュニティ「つむぐマルシェ」は、町の女性職員が移住者の相談にのることから始まり、今では会員も増えマルシェも開かれ、定住や起業に繋がっている。移住者の働く場をマッチングする特定地域づくり事業協同組合も発足、キノコ栽培に取り組む青年、酒米の栽培と酒蔵の再生をめざす若者も活躍する。県立小国高校の地域みらい留学生も増加している。そこには若手職員や地元若者、移住者たちの野心的な試みを認め、その背



山形県小国町 移住者で「つむぐマルシェ」を開催

中を押す上司や地域の年配者の存在がある。これらが連携してこそ過疎地域の人材育成に繋がることが期待できる。

冒頭の「新しい資本主義実行計画」では「新しい資本主義の象徴は地方・地域だ」とも書いている。これが本意であるならば、過疎地域からの分散自立型の地域づくりの声を真摯に受け止め、小さくともキラリと光る地域を支援しなければならぬ。

注：本稿は、群馬県町村会からの依頼により、全国町村会「町村週報 no.3210・no.3221」のコラム（拙稿）を大幅に加筆したものである。

令和5年度 県予算編成・施策に 関する要望活動を実施



山本知事と正副会長

昨年十月六日、山本知事に対し、群馬県の令和五年度予算編成に伴い、県内町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。
なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。

令和五年度

県予算編成及び

施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

県内町村の多くは、農山村や中山間地域にあり、都市とは地理的に離れているものの、地場産品や観光資源に恵まれ、豊かな国民生活を支えている魅力的な地域であります。

しかしながら、急速な少子高

齢化、深刻な人口減少による地域活力の低下に加え、税源に乏しく脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など、自治体として極めて厳しい状況に置かれております。

このような状況下ではあります。このように、我々町村長は、近年頻発する大型台風・記録的豪雨等による大規模災害や新型コロナウイルス感染症という目に見えな

い脅威などから住民の命と暮らしを守りつつ、県内二十三町村が一体となって、県と共に地方創生への実現に邁進していかねばなりません。

今般の要望事項につきまして、は、「地方交付税等の一般財源総額確保」をはじめ、町村にとっては、どれも必要不可欠なものでありますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

特に、地方交付税の総額確保については、財政基盤が脆弱な町村が地方創生の取組みの中で、自主性・主体性を発揮して地域づくりが行えるよう、県におかれましては全力で対応いただければ幸甚に存じます。

また、長引くコロナ禍が飲食店や関連業者、宿泊・観光業者等のサービス業に大きな影響を及ぼしています。さらに、円安やロシアのウクライナ侵攻による燃料や資材価格、飼料・肥料価格の急激な高騰が県内経済に及ぼす影響は大きく、中小企業、農林業等、地域を支える幅広い業種で厳しい経営環境が続いておりますので、この難局を克服するため、県におかれましては、万全の措置を講じられますようお願い申し上げます。

1、地方交付税等の一般財源総額確保について

総務部

新型コロナウイルス感染症の克服、人口減少・少子高齢化への対応、地方創生の更なる推進に向け、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、「まち・ひと・しごと創生事業費」、「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、引き



意見交換する山本知事と正副会長

続き国への働きかけを要望いたします。

また、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと及び過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まってしまうため、全額復元に取り組みことも併せて国への働きかけを要望いたします。

2、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

県が実施する地方税収確保対策の様々な取り組みのうち、税務に精通した県職員の市町村派遣制度は、これまで県と市町村との連携により徴収実績の向上に多大な効果を発揮しております。また、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等の活動においても、県と市町村との交流はもとより、市町村間でも担当職員相互の交流が図られ、県と市町村及び市町村間の連携強化による協働作業は、着実に地方税全般の収入増に繋がっております。

新型コロナウイルス感染症や昨今の国際情勢の影響による物価高騰など経済が不安定なのか、調定額の減少や徴収猶予などによる収入未済額の増加など厳しい状況が想定されますが、引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためには、適正

3、「群馬県避難ビジョン」における広域避難への取組の着実な実現について

総務部

近年、地球温暖化の影響で豪雨災害が頻発し、その被害は深刻さを増しています。

各自自治体では個人広域避難を強力に推進し、地域内の新たな緊急避難場所の整備等にも努めておりますが、自然災害の発生状況に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により避難時の感染症拡大防止対策がこれまでに求められており、地域外の公的な広域避難場所の確保・拡充も急務となっております。

これを受けて、令和三年九月には、群馬県避難ビジョンでの新たな枠組み「群馬県避難総合対策チーム」が発足し、ビジョン実現のための広域避難を含むロードマップや重点事業が示されました。

引き続き、激甚化する災害に

備え、不足する避難先の確保は急務でありますので、「群馬県避難ビジョン」における広域避難への取組の着実な実現について要望いたします。

4、防災等システム 端末の集約につい て

総務部

各自治体では、Jアラート(災害情報共有システム)、Jアラート(全国瞬時警報システム)、En-Net(緊急情報ネットワークシステム)、安否情報システムなど、住民の生命・財産を守ることを目的としたシステムが多数運用されておりますが、各システムにおいて個別の端末を有している現状であります。

特に町村など小規模町村においては、有事の際にシステム操作を行う職員は一人又は二人であり、かつ、システムの設置スペースの確保にも大変苦慮しております。

つきましては、目的を同じくするシステムを集約し、同一端末での操作が可能となるよう、国に対し働きかけくださるよう要望いたします。

5、空き家を活用した 移住者の居住地確保 への支援について

地域創生部

国では、地方への人の流れを創出するため、地方創生交付金をはじめとする各種交付金・補助金の充実が図られており、これらを活用した施策により、あらためて地方が見直されている事例も多く見受けられます。

しかしながら、交付金等の活用においては一定の条件や制限が設けられており、活用することが困難なケースも多く、また、申請手続きにおいて計画書や申請書類の作成に膨大な事務量が必要となる傾向にあります。

人口減少を克服するため、より多くの移住者の獲得を目指し、国の交付金を活用して空き家改修を行い、移住者の住居の確保対策を行っている町村がありますが、近年における建築資材価格の高騰により改修費用も増加傾向にある一方で、交付金補助額の見直しが行われないことから、必要最低限の改修とせざるを得ない状況にあります。さらに、魅力ある住宅を整備するためには、景観を損ねる付属

建物の取壊費用や空き家内の家財道具等の処分費用も必要となります。

この状況を解消するため、町村が、地域の実情に応じた創意工夫により、きめ細かな施策を可能とするため、自治体の裁量による弾力的な取組が可能となる、自由度の高い、県独自の新たな補助金制度の創設について要望いたします。

6、外国籍住民に対応 する通訳職員確保へ の財政支援について

地域創生部

国際化の進展に伴う外国籍住民の増加により、外国人への正しい行政情報の提供や外国人からの問合せや相談に応じるための需要が高まっています。

県においては、積極的な外国人材の受け入れと多文化共生・共創の推進により、ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターを設置するとともに、市町村からの依頼による翻訳などにも対応いただいています。また、国においては、外国人受入環境整備交付金により自治体の外国

人対応に係る財政支援がありますが、交付金の対象とならない通訳職員も雇用せざるを得ない場合もあります。

引き続き、外国籍住民が増加し、多国籍化・多言語化への対応を推進するためには、さらなる通訳等の財政負担の増加が見込まれます。

つきましては、国の外国人受入環境整備交付金に追加・上乘せする県独自の補助制度等の創設について要望いたします。

7、配偶者暴力相談支 援センターへの財政 支援及び多言語対応 の充実について

地域創生部・生活こども部

相談員が被害者の心の拠りどころとなつて日々、支援を行っ

ている配偶者暴力相談支援センターでは、身近な相談窓口、緊急時における安全確保、地域における継続的な自立支援を担っており、今後、県内町村でも同センターの設置が進むことが予測されますが、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度(児童虐待・DV対策等総合支援事

業費国庫補助金)がありますが、町村は対象になっておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられるよう引き続き要望いたします。

また、国際化の進展に伴い、DV被害者の国籍も多岐にわたっていることから、保護施設等において外国籍被害者に寄り添ったきめ細やかな対応ができるよう、ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターからの通訳派遣等の体制整備及び多言語対応の充実について併せて要望いたします。

8、消費生活センター 運営経費に係る財 政支援について

生活こども部

消費生活センターでは、地域の消費生活に関する相談を受け付け、消費者被害の未然防止及び消費者トラブルの早期解決を目指していますが、近年の社会経済情勢の変化に伴い、相談内容が多様化・複雑化し、また、成年年齢が十八歳に引き下げられたことから、今後、若者の消費者トラブルの増加も懸念され、消費生活センターの果たす

役割はますます大きくなっているものと考えられます。

しかしながら、国の財政措置により消費者行政推進補助金として享受していた財政支援は活用期間が限られており、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政運営の中、更なる負担が増大しております。

幼児期から高齢期までの幅広い年代における消費生活に関する知識の提供、様々な場における消費者教育の推進及び相談員の資質向上を図るため、消費生活センター運営経費に係る恒久的な国費又は県費補助金等の緊急な財政支援を引き続き要望いたします。

9、消費生活相談員の育成と人材バンクの充実について

生活いごも部

消費者の最も身近な相談窓口である消費生活センターでは、消費生活相談やあつせんに対応する消費生活相談員を配置し、その問題の解決に向けて尽力しております。

消費生活相談員は、専門的な資格を有し、消費者問題に関する法律や行政に関する幅広い知

識が必要とされ、さらに消費生活に関する最新情報の収集力や問題解決のためのコミュニケーション能力など、相談員のスキルは日々の業務の中で積み重ねられていくものであると考えます。

このような状況の中、万一、急な相談員の補充が必要となった際に同じスキルの相談員を確保できるのが、現場における不安材料となります。

つきましては、消費者行政に関する幅広い知識とコミュニケーション能力に優れた相談員確保の観点から、県において新たな担い手の確保となる消費生活相談員を養成いただくとともに、スキルを備えた相談員の確保が可能となる人材バンクの充実を図ることを要望いたします。

10、二次医療圏域における周産期・小児救急医療等の体制整備等について

健康福祉部

超高齢化社会を迎え、住民のみならず医療関係者も高齢化し、後継者不足から廃業する開業医も見られるようになってきており、町村の住民は医療受診

にも苦慮しているのが現状です。

また、地域によっては、中核病院であっても医師不足等により提供できる医療を削減しなければならず、周産期・小児救急医療の現状において、安心した出産や小児医療専門の受診ができる環境にない状況も見受けられます。

少子化対策、人口流出対策及び子育て支援の観点からも、安心して出産・子育てのできる環境づくりのためには、少なくとも二次医療圏域内での周産期医療体制及び小児救急医療体制の地域的、体系的な整備をさらに推進する必要があると思われるので、医師の地域偏在解消策及び人材確保策並びに産後ケアに取組む医療機関の確保策も含めた十分な財政支援策を講じるよう引き続き、国への働きかけを要望いたします。

11、子ども医療費助成制度の高校生世代までの対象範囲の拡大について

健康福祉部

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して

て必要な医療が受けられるよう医療保険の一部自己負担額を県と市町村で助成する群馬県福祉医療支給制度は、子育て支援や少子化対策の一環として主要な柱であると考えます。

県内の市町村が実施する子ども福祉医療費の対象年齢は、令和四年四月現在、入院通院ともに中学校卒業までが十八市町村、高校生世代について、入院が八市町村、入院通院は九市町村と対象範囲は広がっております。

12、「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」の継続について

環境森林部

平成二十六年年度に創設された「ぐんま緑の県民税」による「ぐんま緑の県民基金事業」により、水源地域等の条件不利地の森林整備のみならず、水源涵養、災害防止、地球温暖化対策など森林の持つ公益的機能の維持向上が図られています。

また、住宅地周辺においては、荒廃した平地林や竹林の整備により通勤・通学路の安全確保、自然災害による電気・通信施設

すが、一方で県の助成制度は、平成二十一年十月に対象範囲を中学校卒業までに拡大して以来、見直しは行われていません。今後、市町村の事情によって格差が生まらない安定した医療費助成制度を実現し、安心して子育てできる環境をつくる群馬県とするため、引き続き県内の市町村の事業を後押し願うとともに、子どもに対する医療費助成制度の県補助事業の充実・拡大を要望いたします。

への被害軽減、有害鳥獣の出没回避等にも大きく寄与することにも、景観の美化にも奏功しています。

そして、令和元年度に導入された国の「森林環境譲与税」は市町村における森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進その他の森林整備の促進に関する施策の費用に充てられ、「ぐんま緑の県民基金事業」は条件不利地の森林整備、里山・平地林の整備及び森林環境教育等を担う事業として棲み分けられています。今後とも、「ぐんま緑の県民

高価なため、農業従事者の経費は増加することになりますので、こうしたことから農業従事者の負担軽減が図られますよう、県補助の創設や支援について要望いたします。

18、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の予算確保について

県土整備部

平成二十二年に創設された社会資本整備総合交付金は基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として、また、平成二十四年度に創設された防災・安全交付金は地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策並びに地域における総合的な生活空間の安全確保を集中的に支援する交付金として大きな成果を上げてきたところです。

引き続き、事業計画の目標を達成するため、必要な予算が確保されるよう国への働きかけを要望いたします。

19、強靱な道路ネットワークの構築について

県土整備部

県が推進する強靱な道路ネットワークの構築は、地域経済における多大な効果と県土発展にも寄与することから、引き続き、強靱な道路ネットワークの構築を推進されますよう要望いたします。

特に、東毛広域幹線道路については、平成二十八年度に高崎駅東口から館林インターチェンジまでの区間が四車線化され、物流の効率化や企業誘致の促進など地域経済の活性化が期待されていますが、館林インターチェンジから板倉ゴルフ場入口までの最終区間については、平成十三年度に暫定二車線で開通した後、二十一年の歳月が経過しております。この最終区間の四車線化は、企業誘致や宅地分譲の促進等による東毛地域をはじめ県内の経済発展に果たす役割が非常に大きいことから、早急に整備されますよう要望いたします。

また、吾妻地域の活性化に大きく寄与する上信自動車道については、嬭恋バイパス以西の整

備区間の早期指定及び全区間の早期完成に関する国への働きかけを引き続き要望いたします。

20、道路の適正な維持管理について

県土整備部

県が管理する道路において、中央分離帯、植栽帯、縁石まわりの低木や雑草の繁茂により、市町村道との交差点部等においては、運転者からの視界が不良となっている状況や歩行者や自転車の通行に支障をきたしている状況が見られます。

道路利用者の交通安全確保及び道路周辺地域の環境整備のためにも、県管理道路の適正な維持管理を引き続き要望いたします。

21、河川の氾濫・越水対策及び河川の適正な維持管理等について

県土整備部

近年、全国的に大型台風の上陸やゲリラ豪雨の影響による河川の氾濫や越水が頻繁に発生していますが、地域住民の安全・安心な住環境の確保に向け、河川の堆積土除去、堤防の整備、

排水ポンプの設置等、対策事業の一層の充実が図られるよう要望いたします。

また、氾濫・越水の危険性を

22、急傾斜地崩壊危険区域における土砂流出被害対策について

県土整備部

昨今の激甚化する降雨により斜面背後から大量の土砂が流出し、急傾斜地崩壊対策事業で施

.....

23、浄化槽工口補助金制度の継続について

県土整備部

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽工口補助金」制度が創設され、その後の

継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽工口補助金」を継続していただくことにより、県内市町村において合併処理浄化槽への転換

減らすためにも、河川内の自生雑木の除去等、適正な維持管理を行うよう併せて要望いたします。

工した流末排水路を伝い、住宅地に流れ込むといった被害が多々発生しています。

すでに事業が完了した急傾斜地崩壊対策事業による対策工事の実施は困難と思われませんが、別途、土砂流出を防止する対策を講じるよう要望いたします。

24、浄化槽整備事業の見直し等について

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年から「新設設置」に對しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も

見受けられます。

污水处理事業を推進していくうえで、県費補助制度が無くすることは、町村及び設置申請者にとって大きな負担増となります。

污水处理人口普及率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設置申請者に対する説明に苦慮し、住民からも疑問の声が寄せられています。

加えて、新設置に対する補助が、県外からの移住や定住の促進など、人口減少対策の一助になることも期待できますので、浄化槽整備事業における「新設置」に対する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で三十年以上、機器整備類で七年～十五年と言われており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となることが予想されますので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じることが国への働きかけを要望するとともに、県としても新たな補

助等の対策を検討されるよう引き続き要望いたします。

25、流域下水道市町村維持管理負担に係る財源確保支援について

県土整備部

流域下水道維持管理負担覚書の改正に伴い、受益者負担を原則とする維持管理費の負担に関し、流域下水道構成市町村の財政負担が大きく増すことを懸念しています。

流域構成市町村においては、人口減少等社会情勢の変化により使用料収入の減少が見込まれ、厳しい運営が続いておりますので、負担増に係る財源として、地方財政対策措置としての特別交付税等による財源確保策の国への働きかけなど下水道事業運営支援について要望いたします。

26、県内単一下水道事業の運営について

県土整備部

下水道事業の経営環境は、全国的に厳しさを増しており、効率的な事業運営が求められてい

るところですが、県においては市町村と連携した污水处理事業の広域化・共同化計画を策定する予定と伺っております。

このような状況の中で、県から「県央・西毛・吾妻・北毛・東毛」の五ブロックに区分して検討を進める方針が示されましたが、広域化のスケールメリットを最大限に発揮するために、県内のすべての下水道事業を統合し、県が主体となって運営すべきと考えます。

県内単一下水道となった場合、将来に向けて受益者負担の増加を抑制でき、さらに、県では複数の流域下水道事業を運営しており、構成団体からの負担金の在り方や人事配置、経理手法などの事業運営ノウハウも蓄積されていることから、県内すべての下水道事業の統合の検討が必要であると考えます。

流域下水道の運営においては、長期的な視点から広域的で安定した経営を図る必要があります。流域下水道の運営統合によるスケールメリットを生かした経費の削減効果も期待でき、さらに公共用水域の負荷軽減にも資すると考えます。

道府県内単一下水道事業は他

に例を見ませんが、水源県としての重責を担う意味からも、近い将来に実現していただきたい

施策として引き続き要望いたします。

27、オンライン学習サポーターの継続について

教育委員会

児童生徒の個々の理解度や学習進度に合った学習活動を同時に展開するとともに、やむを得

.....

28、外国籍児童生徒に対する支援について

教育委員会

小中学校に在籍する外国籍児童生徒は、人数も割合も増加傾向にありますが、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、学校や社会に適応して学び、将来への希望が持てるよう行政が支援する必要があります。

しかしながら、市町村においては、通訳や日本語指導の対応等に苦慮しているため、外国籍児童生徒の学習・生活への支援の充実に向け、県による継続的な人的配置支援や財政支援の更なる充実を引き続き要望いたし

29、教師用指導書の県費補助制度の創設について

教育委員会

教師用指導書の購入については、市町村単独費で購入しておりますが、財政規模の小さな小規模町村にとって指導書購入費は財政負担が大きく、特に教科書の改訂年度にはさらに多額の負担となるため、財政力に応じた県費補助制度を創設願いたく要望いたします。

「県関係国会議員と町村長との意見交換会」 及び「町村長研修会」を開催

群馬県町村会は、昨年十一月十六日、東京・グランドアーク半蔵門において、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策、町村財政基盤の確立、行政のデジタル化施策の推進、部活動の地域移行、本県の道路整備の促進並びに農畜産資材等の価格高騰への対応の早期実施に関して県関係国会議員へ要請するとともに、本県関係国会議員と二十三町村長が意見交換を通じて国・地方相互の理解を深めた。

今後の町村行政の運営に役立てることを目的として「群馬県関係国会議員と町村長との意見交換会」を開催した。

茂原会長の開会挨拶に続き、梅村事務局長から要請事項の詳細説明の後、出席の国会議員各位から挨拶と要請事項に対するコメントがあった。

また、翌日は、次の講師による「町村長研修会」を実施。終了後、全国町村長大会に出席した。

『地方分権改革に関する提案募集方式について』



内閣府地方分権改革推進室
参事官
園田 雄二氏

新型コロナウイルス感染症対策等に 関する要請

新型コロナウイルス感染症は、感染力が強い新たな変異株の発生をはじめ、住民には依然として細心の行動を求められる状況が続いており、加えて、現

在の深刻な国際情勢等に伴う物価高騰もあり、今後も先行きが見通せず、住民生活や社会経済活動等への影響の長期化が懸念されております。

『一般財団法人 地域活性化センターの取組みと活用紹介』



一般財団法人 地域活性化センター
新事業企画室長
吉弘 拓生氏

『代理戦争としてのウクライナ戦争 ～第二次冷戦始まる～』



英国王立防衛安全保障研究所
(RUSI) 日本特別代表
秋元 千明氏

一方、本県の町村における医師不足は深刻化しており、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立する必要があります。

の実現を図るよう強く要請いたします。

記

つきましては、地域経済対策を含む感染症対策に万全を期すとともに、町村における医師の確保を実現するため、左記事項

一 新型コロナウイルス感染症の対策については、医療資源が限られた町村の医療提供体制を確保するため、医療従事者の派遣等、国・県の連携による広域的な支援体制を

一 新型コロナウイルス感染症の対策については、医療資源が限られた町村の医療提供体制を確保するため、医療従事者の派遣等、国・県の連携による広域的な支援体制を

強化すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症への医療提供体制のみならず、本県の町村はもとより地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

二 オミクロン株対応ワクチンの接種については、必要量を確保するとともに、安定的な供給を図ること。また、接種の推進に向けて、国民に対し、接種の効果や副反応について国として積極的かつ丁寧な情報発信を行うこと。

三 長期にわたり地域経済が低迷する中で、新型コロナウイルスの感染の拡大、さらには国際情勢の悪化や円安等に伴う物価の上昇によって、地域経済は一層疲弊し、中小企業、小規模事業者は深刻な状況が続いていることから、地域経済の再生・回復に向けて

万全の対策を講じること。

四 需要の落ち込みの影響が著しい観光関連事業者に対し、事業継続や雇用維持のための支援を拡充するとともに、各地域の感染状況や感染防止対策を踏まえながら地域観光事業支援の拡充や地域の中小事業者にも十分配慮

町村財政基盤の確立に関する要請

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、

地方挙げて積極的に取り組んでいく必要があります。

一方、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により、厳しい財政運営を強いられています。

町村が、自主性・自立性を發揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを、着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。

した観光施策等により消費喚起・需要拡大策を強化すること。

また、国民の理解のもと、感染症対策を図りつつ、インバウンドの回復と地方への展開に向け具体的な対策を進めること。

つきましては、町村財政基盤の確立を図るため、左記項目の実現を強く要請いたします。

記

一 地方交付税等の一般財源総額確保

新型コロナウイルス感染症を克服し、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに、地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を發揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」及び「地域デジ

タル社会推進費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

また、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

二 ゴルフ場利用税の断固堅持
ゴルフ場利用税（交付金）は、市町村において極めて貴重な財源となっており、令和五年度は負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に実施すること。

三 固定資産税の安定的確保

行政のデジタル化施策の推進に関する要請

推進に関する要請

官民を問わずデジタル化は我が国喫緊の課題であり、町村がかけがえのない役割をこれからも担い、直面する課題・リスクに的確に対応するためには、デジタル化の推進及びデジタル技術の活用により真面目に取り組んでいかなければなりません。国においては、その前提となる情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進する必要があります。

また、デジタル社会の推進により住民生活、医療・福祉、教育・文化、産業振興等の多様な分野における活用や利便性の向上が期待されることから、町村による地域の情報化に関する取組に対し、国による一層の財政支援、人的・技術的支援の拡大・充実を図ることが不可欠であります。

つきましては、行政のデジタル化施策の推進を図るため、左記項目の実現を強く要請いたし

ます。

記

一 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっており、ことから、積極的な財政支援を行うこと。

二 専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっており、ことから、現場ニーズを踏まえた更なる人的支援を行うこと。また、国等における研修を更に充実するとともに、eラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容を体系化することにより、町村の人材育成を支援すること。

三 町村の情報システムの標準化・共同化及びガバメントクラウド（Government Cloud）の構築については、早期的確な情報提供を行うとともに、町村の意見を十分に踏まえたきめ細やかな対応を行うこと。

また、やむを得ない事情により令和七年度までに標準システムに移行できない町

村に対し、不利益が生じないようにすること。

四 番号制度の運用に当たっては、広く国民に周知し理解を得ること。また、個人番号カードの交付事務を円滑に行うため、申請手続・交付事務の簡素化を図るとともに、取得率向上に資するため、カードの利活用の機会を増やすなど、住民がカード取得のメリットを実感しやすい仕組みを構築すること。

五 町村において今後ますますサイバー攻撃や情報漏洩等

部活動の地域移行に関する要請

スポーツ庁及び文化庁の各有識者会議は、持続可能な部活動と教師の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動について、令和七年度を目的に地域に移行すること等を内容とする提言をそれぞれまとめ、地域移行に向けて取り組むべき内容の方向性が示されました。

しかしながら、この提言は、公立中学校の設置主体である市町村に関連する事項が多く含まれているにも関わらず、全国町村会をはじめとする関係団体とアライングについても提言の取り

に対するセキュリティ対策が必要となることから、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。

六 デジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に取り組み際に障害となる規制等について、積極的に見直しを行うこと。

また、デジタル技術を活用した補助金申請手続きの簡素化やデジタルに対応した申請様式の統一等を更に推進し、事務負担の軽減を図ること。

部活動の地域移行に関する要請

まとめ周知に実施されたのみであり、経費負担のあり方や受け皿の確保などの課題が整理されていない中、期限を区切って地域移行を進めることに対し、多くの市町村が唐突感を持って受け止めるなど懸念や心配の声が広がっています。

つきましては、町村現場における様々な課題や懸念事項の解決のため、左記項目の実現を強く要請いたします。

記

一 町村においては部活動の受け皿となるクラブチーム等

のスポーツ団体、文化芸術団体等が少なく、また、部活動の指導者となる人材が不足していることから、都市部との格差の拡大が懸念されることはもとより、休日の部活動を希望する生徒にとつて参加の機会を損なうことにもなりかねず、そのため国においては、このような地域事情を考慮し、部活動の地域移行に必要な環境整備を推進するとともに、十分な財政支援措置を講じること。

二 地域移行を進めるにあたり、部活動指導に意欲のある教員が地域移行後も円滑に生徒への部活動指導に携わることができるよう、兼職兼業許可の基準を明確に示すこと。

また、生徒の部活動への参加機会を持続的に確保するためには、新たに発生する保護者の費用負担も課題になる

ことから、国において必要な財政支援措置を講じること。

三 文化部活動に先行して検討が進められてきた運動部活動の地域移行については、様々な課題や問題点が指摘されていることから、文化部活動の地域移行に関しては、これらの課題や問題点等を解消する方策や効果等についても十分な検証を行うとともに、都道府県、市町村及び関係団体等の意見を聞きながら慎重に進めること。

四 これまで学校部活動が果たしてきた教育的意義を踏まえ、部活動の地域移行については、それぞれの地域の実情や課題等に応じて柔軟に進められるようにすることが重要であることから、部活動の地域への移行を、全国一律に移行時期を限定するなど拙速に進めることのないよう十分配慮すること。

本県の道路整備促進に関する要請

道路は、住民の安全・安心な生活を確保し、県土の均衡ある発展のために不可欠な社会基盤であり、その充実、県内町村が均しく熱望するところで

安全・安心な交通と平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保は、住民の命と暮らしを守るとともに、経済の活性化を図るために必要なもので

あり、道路ネットワークの整備と既存のネットワークを賢く使う取組の更なる推進が必要です。

つきましては、本県の道路整備が着実に進み、その効果が最大限発揮されるよう、左記項目の実現を強く要請いたします。

記

一 地方創生と国土強靱化に資する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な公共事業総額を持続的に確保すること。

二 特に財政事情が厳しい市町村の道路事業について、地域の実情に配慮して、事業費総額を持続的に確保すること。

三 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設を検討するとともに、令和五年度道路予算の所要額を確保すること。

四 近年、頻発化・激甚化・広域化する自然災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」に必要な予算・財源を安定的に確保し、計画的な事業の推進を図ること。

五 新型コロナウイルス感染症の収束後の地域経済対策として、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化などの社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

六 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、上信自動車道や西毛広域幹線道路などを重要物流道路に指定し、重点整備するとともに、特車通行許可の迅速化を図ること。

七 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの実現に向け、次の道路については、計画的な整備に必要な予算を十分に確保し、重点配分するとともに、着実に推進すること。

直轄事業
一般国道一七号（上武道路の四車線化、上信自動車道渋川西バイパス等）
一般国道一八号（高崎安中拡幅等）
一般国道五〇号（前橋等縣道路等）
県事業
上信自動車道

西毛広域幹線道路

東毛広域幹線道路（館林インター）

ター東から旧国道三五四号

農畜産資材等の価格高騰への対策の早期実施に関する要請

県内町村にとって農業は基幹産業であり、安全・安心、高品質な農畜産物を消費者に安定的に供給することを理念に、生産者と農畜産関係団体・行政が一体となって、産地づくりに取り組んできたところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、足元では、ウクライナ情勢を受け、世界規模で不確実性が高まっており、肥料価格、燃油価格、資材価格の急激な高騰により、農畜産農家の経営は厳しい状況に陥っております。

これまで国の農業政策の指針を基に、今日の農業基盤を構築してまいりましたが、急激な資材価格の高騰が、直接的に農業経営費を引き上げる一方で、販売価格への転嫁が困難な状況下では、生産者の自助努力だけでは乗り切ることができず、再生産可能な農業経営を継続することが困難な状況にあります。

つきましては、左記事項を早

板倉・北川辺バイパス分岐交差点までの早期四車線化）

渡良瀬幹線道路等

期かつ確実に実施されますよう、強く要請いたします。

記

一 高騰している肥料、飼料並びに軽油等燃油及び今後大幅な値上がりが見込まれるビニール等の被覆材、農機具、農薬など各種資材について、早期的な価格抑制対策を講ずること。

二 コスト上昇分をスムーズに価格転嫁できるよう、流通・加工業者をはじめ卸・販売業者等に対する環境整備を行うこと。特に、コスト高に苦しんでいる国内農業の現状について、国民から十分な理解が得られるよう啓蒙宣伝活動を広範囲に展開すること。

三 急激なコスト上昇に対するセーフティネット対策を確立するとともに、「経営所得安定対策」や「配合飼料価格安定対策事業」などを中・長期的な資材高騰に対応できるよう拡充すること。

当選町村長紹介



みなかみ町
阿部 賢一

一九六三年十二月十五日みなかみ町生まれ。五十九歳。趣味は庭園鑑賞・スポーツ観戦。座右の銘は「愛郷無限」。感銘を受けた本は『落日燃ゆ』（城山三郎）。



中之条町
外丸 茂樹

一九五七年三月七日中之条町生まれ。六十五歳。趣味はスポーツ観戦・農作業。座右の銘は「勇氣、本気、やる気」。感銘を受けた本は「孫子の兵法」。



全国町村長大会を開催し、 全国926町村長が出席



全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に関する特別決議、食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策の推進に関する特別決議を採択

全国町村会主催の全国町村長大会が、令和四年十一月十七日正午から、東京・千代田区のホテルニューオータニで開催された。

大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるよう、多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で毎年開催され、全国九百二十六の町村長、都道府県町村会関係者及び来賓の栗生俊一内閣官房副長官、細田博之衆



全国町村会
荒木会長

議院議長、長浜博行参議院副議長、寺田稔総務大臣、和田義明内閣府副大臣、野村哲郎農林水産大臣、茂木敏充自由民主党幹事長、南雲正全国町村議会議長会

会長など約千二百名が出席した。はじめに、全国町村会 荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）から挨拶があり、「新型コロナウイルス感染症は、これまで感染の波を繰り返し、我が国の国民生活と経済活動に甚大な影響を及ぼしてきた。これに加え、現在の深刻な国際情勢や急速な円安の進行に伴う経済の低迷、物価高騰などにより、社会全体に閉塞感が漂っており、こうした難局を乗り越え、国民の安全・安心な暮らしを取り戻すためには、感染症対策の充実強化と先般策定された新たな総合経済対策による地域経済再生に向けた力強い支援が必要である。また、豊かな自然に恵まれた町村は再生可能エネルギーの宝庫であり、脱炭素社会の実現に向け、そのポテンシャルを最大限に活かしながら、地域の再生、活性化につなげていくことが、地方創生を推進する観点からも極めて重要である。また、地方税財政については、これら各般にわたる課題解決に向けて、町村が地域の最前線で積極的に取り組むためには、何よりも地方財源の安定確保が不可欠であり、国には地方交付税をはじめとする



月尾 嘉男
東京大学名誉教授

一般財源の総額が確実に確保されるよう、引き続き強く求めていく。」と訴えた。
続いて、来賓の栗生内閣官房副長官、細田衆議院議長、長浜参議院副議長、寺田総務大臣、和田内閣府副大臣、茂木自由民主党幹事長、南雲全国町村議会議長会会長が挨拶を行った。
さらに、町村への応援メッセージとして、月尾嘉男 東京大学名誉教授が登場し、「日本の国際競争力は一九九〇年代前半には世界一位だったが、そこから急速に低下し、現在では三十一位となっている。この状況を変えるには国という中心からではなく地域という周辺から変える以外にない。過去の典型的な例は明治維新で、薩長土肥という日本の辺境にあった地域が新しい日本を作った。歴史的に見て、社会は地域の改革精神にあふれた人々が変わってきたのであり、大変な危機が迫っている現在の日本をぜひ本日お集ま

決 議

りの地域の皆様から変えていただきたい」と町村長を激励した。
最後に、議事として、汐見明男副会長（京都府井手町長）の議長のもと、決議、特別決議、緊急決議及び大会要望について、木野隆之行政委員会委員長（岐阜県輪之内町長）、高岡秀規財政委員会委員長（鹿児島県徳之島町長）、茂原一経済農林委員会委員長（群馬県甘楽町長）及び古口達也副会長（栃木県茂木町長）が提案理由の説明を行った後、それぞれ採択・決定され、大会を閉じた。

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。
しかしながら、東京一極集中が続く中で、町村は、急速な少

子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰等が、国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしている。加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、感染症対策をはじめ、度重なる災害からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国づくりに取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりを邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自律的に様々な施策を展開すると

もに、災害や感染症に強く、持続可能な活力のある地域を創生しうよう、特に左記事項の実現を強く求めるものである。

記

一、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を図ること。

一、原油価格・物価高騰対策等を強力に推進し、地域経済の再生を図ること。

一、食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策を推進すること。

一、東日本大震災、豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。

一、東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進すること。

一、デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生の更なる推進を図ること。

一、町村にとって命綱である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

一、情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進すること。

一、地方分権改革を推進すること。

一、地域からの脱炭素化推進を図ること。

一、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。

一、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定等による影響を見据え、国内農林水産業対

全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議

未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生している。本年も七月から九月の記録的な豪雨により、全国の広い範囲で多くの人命や財産が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々町村長に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生

策に万全を期すること。

一、国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。

一、ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。

一、参議院の合区を早急に解消すること。

一、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議

以上決議する。

一、国土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

一、参議院の合区を早急に解消すること。

一、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

一、国土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

害で被災した地域の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること。併せて、農林漁業者や商工業者の事業再開等に向け、きめ細やかな支援策を講じること。

一「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」については、激甚化・広域化する自然災害に対応するため、所要額を確保すること。

一 デジタル社会を支える重要な情報通信インフラである光ファイバ等について、条件不利地域等での公設事業による災害復旧については、道路等と同様の国庫補助制度及び地方債等地方財政措置を講じること。

一 人員の限られた町村においては、国の各地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。

一 地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のた



茂原 莊一
経済農林委員会委員長

めの各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。

以上決議する。

新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と

地域経済の再生に関する特別決議

我が国において新型コロナウイルス感染症は、これまで長期にわたり感染の波を繰り返し、医療体制のひっ迫や社会経済活動への深刻な影響を及ぼしてきた。加えて、ウクライナ情勢や

活かし、地方を再生し活力を生み出すことで、将来にわたり持続可能な地域社会を追究していく覚悟である。

田安の進行に伴う原油価格・物価高騰等により、社会全体に閉塞感が漂い、人口減少・少子高齢化の進行による活力の低下とも相まって私たちの生活は安心感と安定感が失われている。

よって、全国九百二十六町村長の総意として、山積する課題に対応した総合的な経済対策をはじめとする以下の各項目について、国に対して格段の対応を求めるものである。

こうした難局を乗り越えるため、コロナ禍から学んだ経験と知恵を活かし、大きく落ち込んだ地域社会の様々なマイナスを一日も早く回復させることが急務となっている。いまこそ、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に向けた実効性のある取組を通じて国民の安全・安心な暮らしを実現しなくてはならない。

我々町村も食料自給や森林再生、再生可能エネルギーへの取組をはじめ、多様な地域資源を

一 長引くコロナ禍の影響や国際情勢の悪化に加え、原油価格・物価高騰、田安の急伸な

ど様々な要因により、地方の中小企業者や観光・飲食業者、農林漁業者はかつてない厳しい状況にあるため、総合経済対策を早期に実施し、地域経済の早急な回復・再生に全力を挙げることを。

一 人口減少・少子高齢化の課題を克服し、災禍に強く、持続可能な国づくり・地域づくりを推進するためには、「東京一極集中の是正」と「地方の活性化」は車の両輪の極め

食料安全保障の確立と持続可能な農業・

農村政策の推進に関する特別決議

我が国の食料の生産や供給をめぐる状況はめまぐるしく変化している。新型コロナウイルスの長期化や国際情勢の急速な悪化、世界規模での異常気象や自然災害の頻発は、肥料や飼料、農産物等の輸入依存による新たなリスクを顕在化させ、食料安全保障に対する懸念が急速に高まっている。

政府は食料安全保障の確立のため、「食料・農業・農村基本法」の検証作業を本格化させ、必要な施策等を検討するとしている。このような中、農業・農村で

て重要な政策である。

コロナ禍を契機に地方への移住・定住への関心が高まっており、若者や都市住民の田園回帰等の流れを加速化することをはじめ、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル化・地方創生施策の充実強化など、あらゆる政策を総動員して「分散型の国づくり」を強力に推進すること。

以上決議する。

は、担い手の減少、集落機能の低下、耕作放棄地の増加にともなう農業生産力の低下など厳しい状況にある一方で、コロナ禍において、田園回帰の志向が高まりをみせるなど、新たな人の流れも見られる。

農業・農村は、国民が生きていくために不可欠な食料の生産の場としての重要な役割を果たしているとともに、エネルギーの供給、水源のかん養、自然環境の保全、良質な景観の形成など、都市を含め国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

我々町村は、「農業の発展」と「農村の振興」を追求することが、食料安全保障の強化や持続可能な地域の確立、強靱な国土の維持・形成につながるものと考えている。

このため、全国九百二十六町村長の総意として、左記事項の実現を強く求めるものである

一 食料安全保障の強化・確立を図るため、国際情勢の変化等に長期的に対応しうる国内生産力の強化や生産者の所得向上、担い手の確保等に向け、中山間地域農業を含めた抜本的な対策を講じること。

一 農業・農村の持続的な発展を図るため、産業政策に偏重することなく、田園回帰の流れも汲み取った、農村政策のさらなる強化を図ること。

一 食料自給率の向上と持続可能な農業・農村の実現を図るため、安心・安全な国内農産物の安定供給に対する支援とともに、食料消費のみならず、農業・農村全体に対する国民の理解醸成に一層取り組むこと。

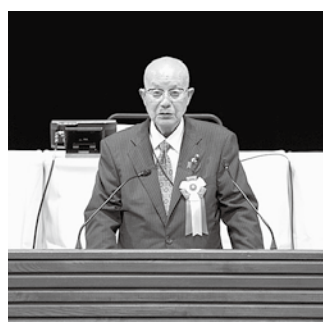
以上決議する。

第66回

町村議会議長全国大会



昨年11月9日（水）、東京・NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者約1700人が出席する中、第66回町村議会議長全国大会（第47回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併催）が開催された。



閉会のことばを述べる仲澤会長

大会は、中城副会長（高知県会長）の開会のことばにより開会し、南雲会長（新潟県会長）の会長挨拶、八楯副会長（山形県会長）の大会宣言朗読の後、国会等の公務により出席が叶わなかった岸田内閣総理大臣からのメッセージが披露された。続いて、細田衆議院議長、長浜参議院副議長、柘植総務副大臣、和田内閣府副大臣、遠藤自由民主党総務会長、荒木全国町村会長からそれぞれ祝辞が述べられた。

議事に入り、要望事項、決議及び特別決議を満場一致で採択され、併せて、我が国の国土面積の約半分を占める豪雪地帯対策の趣旨説明及び要望事項が提案され、満場一致で決定した。

最後に、本県の仲澤会長の閉会のことばにより、盛会裏のうちに大会を閉じた。

大会終了後、「最新の国際情

勢と日本経済に与える影響」と題し、外交政策研究所代表の宮家邦彦氏による町村議会議長全国研修会が行われた。

宣言

町村は、食料やエネルギーの供給、水源涵養、国土保全といった国民生活を支える役割を果たすとともに、地域資源を活かした産業を創出し、地域に根付いた伝統を継承しながら個性あふれる多様な地域づくりを進め、豊かな文化を育んできた。

しかしながら、多くの町村においては、人口減少社会の到来や東京一極集中により過疎化・高齢化が深刻な問題となっており、基幹産業である農林水産業が担い手不足により衰退するなど、地域活力が減退している。

また、東日本大震災といった大規模自然災害や、新型コロナウイルスの感染拡大は、国民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

加えて、町村は総じて自主財源が乏しい中で、感染症対策や物価高騰対策はもとより、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災事業など、増大する役割に迅

速・的確に対応していかなければならない。

このような状況において、都市と農山漁村が共生する持続可能な社会を確立するためには、

真の地方創生と地方分権を実現するとともに、諸問題の解決に向け、議会の機能強化及び多様な人材が議会に参画するための環境整備や、デジタル社会・脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に進めていく必要がある。

また、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠である。

よって、全国町村議会議長会は、本日、「第六十六回町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

決議

町村が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行うためには、国と地方が確固たる信頼関係の下、安定的かつ効果的な施策を展開していかなければならない。

よって、国においては、令和五年度の予算編成及び施策の策定に当たっては、本会の要望を踏まえ、下記事項を積極的に推進されるよう、強く要請する。

記

- 一 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備
- 一 東日本大震災からの復興及び原子力発電所事故への対応
- 一 大規模自然災害からの復旧及び大規模災害対策の確立
- 一 地方創生とデジタル化の更なる推進
- 一 参議院選挙における合区の解消
- 一 分権型社会の実現と道州制導入反対
- 一 町村財政の強化
- 一 デジタル社会の実現に向けた施策の推進
- 一 脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進
- 一 農業・農村振興対策の強化
- 一 森林・林業・山村振興対策の強化
- 一 水産業・漁村振興対策の強化
- 一 地域商工業等振興対策の強化

- 一 地域保健医療の向上
- 一 医療保険制度の改善
- 一 介護・高齢者福祉の充実強化
- 一 少子化対策・障がい者福祉施策の推進

- 一 教育・文化の振興
- 一 国土政策の推進
- 一 交通体系の整備促進
- 一 生活環境施設の整備促進
- 一 消防体制の強化

地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

その一方、地方議会について、地方自治法には「議会を置く」とだけ規定され、議会の位置付けや議員の職務等について明確に定められていないことから、住民から議会及び議員の活動が見えにくくなっており、地方議会の存在意義が問われる要因の一つになっている。

- 一 人権擁護の推進
- 一 特定地域の振興
- 一 北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立及び尖閣諸島海域での安全操業の確保
- 一 国民保護・安全対策等の推進
- 一 基地対策の推進
- 一 監査機能の強化

以上、決議する。

とされた。

さらに、第三十三次地方制度調査会においては、地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方について検討が進められている。

よって、国においては、地方議会の位置付け及び権限の明確化、地方議会議員の職務等の明確化、兼業禁止の緩和、休暇・休職・復職制度の整備など特に重要かつ喫緊の課題である事項について必要な地方自治法の改正等を早期に実現するよう、強く要請する。

併せて、国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入について、政府与党において議論の深化と加速を図るよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別決議

新型コロナウイルスの度重なる感染拡大は、変異株の猛威も

加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼし

ており、引き続き国と地方が一体となり、ワクチン接種を進め、感染拡大防止対策や医療提供体制を強化するとともに、物価高騰等にも対応した地域経済の再生・回復に向けた対策を強力に進めていく必要がある。

また、感染拡大は、生活様式や働き方、価値観等にも多大な影響をもたらすとともに、人口の過度の集中に伴うリスクやデジタル技術の有用性を再認識させ、当該リスク等にも適応した

新たな社会システムへの転換に向けた取組も急務である。こうした中で、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠である。

よって、国においては、国民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に万全を期するよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

東日本大震災等の大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生しやすい国土となっている。

東日本大震災以降も、平成二十八年熊本地震等の地震や集中豪雨・台風等により、甚大な被害が発生しており、住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

未曾有の大災害となった東日本大震災の被災地では、未だ多

きい福島県では、復興・再生に向けた動きが進んでいるが、帰還困難区域住民の被災者支援に加え、避難指示解除区域における生活環境の整備、生業の再生、風評被害の払拭、廃炉問題やALPS処理水の処分など、今もなお多くの課題が山積している。

このように、復興への道程は、災害の規模や程度によって地域ごとにばらつきがあること、また、復旧・復興を担う町村の財政基盤は脆弱であることから、地域の実情に即した復興事業を進めるためには、財政、政策両面における国の支援が必要不可欠である。

よって、国においては、被災町村の意見を十分に踏まえ、大規模自然災害からの復興対策を講じるとともに、これまでの教訓を踏まえ、頻発化・激甚化する自然災害への対策を確立するよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

第47回豪雪地帯町村議会議長全国大会

宣言

豪雪地帯は、豊かな土地、清澄な水資源、優れた自然環境等に恵まれており、これらを有効

う厳しい自然条件下にある豪雪地帯町村においては、人口減少や高齢化の進行により雪処理の担い手が不足する中で、除排雪作業中の死傷事故、積雪による空き家の倒壊等の問題が生じている。

また、近年の突発的かつ局地的な大雪は、幹線道路での車両の立ち往生や農業施設被害をもたらし、地域住民の生活や経済活動に深刻な事態を招いており、早急な対応が求められている。

このような状況において、豪

決議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、国において、令和五年度の豪雪地帯の振興に当たっては、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記事項を積極的に推進されるよう強く要望する。

雪地帯町村が人口減少の克服と地方創生を実現し、安全・安心で、雪と親しみ、雪と共生した魅力ある地域社会の形成に寄与するためには、これまで以上に国・都道府県と連携し、効果的かつ効率的な振興対策を展開することが不可欠である。

よって、全国豪雪地帯町村議会議長会は、本日、「第四十七回豪雪地帯町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

記

- 一 豪雪地帯対策の充実強化
 - 一 冬期交通・通信の確保
 - 一 農林業及び産業振興対策の強化
 - 一 学校教育施設・生活環境施設・社会福祉施設等の整備及び医療対策の強化
 - 一 定住・居住環境の向上
 - 一 消防・防災体制及び雪害対策の強化
 - 一 調査・研究等の総合的な推進
 - 一 税財政措置の確保
- 以上、決議する。

群馬県町村議会議員臨時総会

監事に石坂みなかみ町

議長を選任

令和三年度決算を認定

群馬県町村議会議員総会とは、昨年十一月九日午前十時半から東京都渋谷区・ミーティングスペースASP渋谷道玄坂において臨時総会を開催した。総会には、町村議会議員及び各郡町村議会議長会事務局長の計二十八名が



石坂監事

出席した。

はじめに、仲澤会長（上野村議会議員）の開会挨拶の後、欠員となっていた監事の補欠選任を行い、監事に石坂武みなかみ町議会議員の監事選任について承認された。（任期は、令和四年十一月九日から令和五年六月一日までの残任期間）

その他の議事としては、令和三年度本会事業報告及び本会一般会計決算について、それぞれ原案のとおり承認及び認定し、総会を閉じた。

この後、NHKホールに移動し、第六十六回町村議会議員全国大会に出席した。

町村議会広報研修会及び町村議会広報クリニックスを開催

昨年十一月二十四日（木）「広報研修会」、翌二十五日（金）「広報クリニックス」を前橋市・群馬県市町村会館において開催した。

この研修会は、毎年一日間の日程で開催していたが、全国町村議会議員会方式を取り入れ、

今回は、二日に別けて開催し、両日あわせて十五町村、九十人が受講した。

講師に議会広報サポーターの芳野政明氏を迎え、議会広報の基本と編集について研修会が行われた。



芳野講師

ある。読まなければ伝わらないので『読みたくなる情報誌』

づくりの工夫が必要である」と述べた。

また、希望する町村の議会広報クリニックスが行われ、榛東村、吉岡町、甘楽町及び千代田町の議会広報紙を教材として、各広報紙の企画の内容や実践的な編集技術の方法について学んだ。

群馬県町村議会議員研修会開催

群馬県町村議会議員総会とは、昨年十一月一日（火）吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び事務局職員二百人が参加した。



「議員報酬・政務活動費の充実にに向けた論点と手続き」
～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～
大正大学社会共生学部公共政策学科教授 江藤 俊昭氏

この研修会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、二年にわたり開催を見合わせていたが、今回、無事に開催する運びとなった。

今回は、大正大学社会共生学部教授の江藤俊昭氏及び気象予報士・防災士の南利幸氏の二人から次の演題でご講演いただき、参加者は、ここで学んだ内容を地元での活動に役立てようと熱心に聴講していた。



「気候変動・異常気象とこれからの防災・減災対策」
気象予報士・防災士 南 利幸氏

議長会役員の異動

石坂 武（みなかみ町）

十一月九日 監事就任

当選議長の紹介

甘楽郡下仁田町 佐藤 博

利根郡昭和村 片柳 悦夫

利根郡みなかみ町 石坂 武

十月十四日 当選

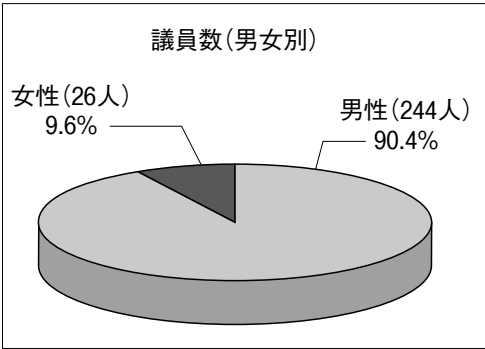
第68回町村議会実態調査から

住民に関かれた議会の
発展を目指す

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、今年度調査で第六十八回を迎えた。ここでは、その調査結果から、本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載する。

一 議員数（総数）

議員定数二七七人「対前年比同」、議員実数は二七〇人



二 議員数（男女別）

男女別議員数はグラフのとおり。なお前年に比べ、男性は二

別表1 議員数（在職年数）

在職年数	議員数	構成比
12年未満	198人	73.3 %
12年以上 24年未満	58人	21.5 %
24年以上 40年未満	13人	4.8 %
40年以上	1人	0.4 %

別表2 議員数（年齢構成）

年 齢	議員数	構成比
25歳以上 30歳未満	1人	0.3%
30歳以上 40歳未満	4人	1.5%
40歳以上 50歳未満	21人	7.8%
50歳以上 60歳未満	37人	13.7%
60歳以上 70歳未満	99人	36.7%
70歳以上 80歳未満	99人	36.7%
80歳以上	9人	3.3%

人減となった。

三 議員数（在職年数）

「別表1」のとおり

四 議員数（年齢構成）

「別表2」のとおり

五 常任委員会

設置数は次のとおり

三委員会 七町村

二委員会 十六町村

委員定数は、最多十五人、最少四人

六 議会運営委員会

全町村で設置。委員定数は、平均五・五人

七 議会事務局

全町村で設置。専任職員は、

事務局長六人、職員十七人、

一議会あたりの専任職員数は

一人。兼任職員を含めると二・

五人

一議員あたりの職員数は、〇・

二人

八 議会広報活動

議会広報は、全町村で発行。

うち二十一町村が議会単独発行

ホームページも全町村で開設

九 本会議

一町村あたりの開催状況は次のとおり

（一）定例会

年四回開催が二十二町村、通

年議会としているのは一町

年間の本会議日数は平均

十一・四日、一般質問者数は

十七・三人、傍聴者数は五十一・

五人

（二）臨時会

全町村で開催。うち開催回数

は平均二・七回、本会議日数は

二・七日、傍聴者数は三・七人

十 議員報酬、費用弁償

（一）議員報酬

「別表3」のとおり

平均の対前年比では全役職で

前年と同じ。

（二）費用弁償

本会議、委員会出席に係る費

単位：円

別表3 議員報酬

区 分		議 長	副 議 長	議 員	常任委員長	議運委員長
R4.7.1	本県平均	294,304	230,435	209,522	218,087	218,043
R3.7.1	本県平均	294,304	230,435	209,522	218,087	218,043
対前年比（%）		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

用弁償は、二町村で実費支給している。

十一 議会基本条例

十三町村（榛東村、吉岡町、

下仁田町、南牧村、中之条町、

東吾妻町、片品村、昭和村、玉

村町、板倉町、千代田町、大泉

町及び邑楽町）が制定している。

「対前年比同」

毎日の健康づくりに 県公式アプリ 「G-WALK+」 の活用を！



1 はじめに

本県の健康寿命は、男性七三・四一年、女性七五・八〇年（二〇一九年）であり、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）といった生活習慣病関連での死亡が全国に比べて多く、四十歳代から急増しています。また、糖尿病が原因で新規に透析を導入した人が多く、二〇一七年には人口比で全国一位となっています。

これらは、全国に比べて一日あたりの平均歩数が少ないこと、野菜の摂取量が少ないこと、食塩摂取量が多いこと、喫煙率

が非常に高いこと等が背景にあると考えられます。

このような状況から、県では若い世代や働き盛りの方々の健康づくりを支援するため、県公式アプリ「G-WALK+」を活用した健康ポイント制度を開始しました。

2 「G-WALK+」の概要

「G-WALK+」は、健康づくりの取組にポイントを付与し、貯まったポイントを抽選で特典と交換することが出来ます。本県の課題である歩数や食習慣、体重、血圧等に焦点を当て、スマホを持ち歩くだけで歩数を自動記録するほか、体重や血圧、食事、健（検）診受診の記録にポイントが付きまします。時々、「頑張ってますねー！」等、アプリからの励ましが届き、ご自身の活動を後押ししてくれます。

また、アプリ内でバーチャルウォーキングコースを踏破したり、毎月配信される健康コラムやエクササイズ動画を視聴するとポイントを獲得できます。年四回の抽選では、ウェアラブルウォッチや体組成計等の健康関連商品や、健康的な食事とアクティビティを組み合わせたヘル

スツーリズム、歯科クリニック、栄養指導等の体験型プログラム等の特典と交換しています。

3 利用状況

昨年六月にリリースして以来、多くの方にインストールいただき、現在約四万人の方にご利用いただいています。令和四年九月末現在の登録数は、五十代男性が最も多く、次いで四十代男性、五十代女性と続き、働き盛り世代の方に多くご利用いただいています。また、県内全ての市町村の方が登録いただいていますので、市町村別のランキングも楽しめます。

利用者からは「歩くことが楽しくなった」「職場の仲間とグループをつくって競争すると張り合いがあり、一人で歩くより歩数を意識するようになった」「体重を記録したら少し減量できた」等の声が届いています。

4 市町村等独自機能

「G-WALK+」は市町村が独自で活用できる機能を搭載しており、住民向けの健康増進イベントやウォークラリーで「チケット」を付与するなどの健康増進事業に活用いただけます。付与した「チケット」は、

独自の景品と交換ができます。また、ランキング機能を利用して、共済組合で健康増進イベントを実施するなど、職員の健康増進にも活用いただいています。

5 おわりに

「G-WALK+」をご自身の健康づくりにご利用いただくとともに、職場やご家族・お仲間とも楽しみながらご利用いただけますと幸いです。また、関係機関等の皆様への周知にご協力をお願いいたします。みなさまのご参加お待ちしております。

みなさん「レッツG-WALK+」！



●お問い合わせはカラダライブコールセンター

0570-077-122
ナビダイヤル

詳しい情報はHPへ <https://gunma.karada.live/>

受付時間 平日9:00～18:00（年末年始は除く）
事業主体 群馬県健康福祉部健康長寿社会づくり推進課



安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていただく職域生協です。
町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。
剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。

火災共済事業

掛金と共済金額

火災共済掛金は、1口10万円につき60円
契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

共 済 契 約 の 最 高 限 度			
区 分	加入口数	共済金額	共済掛金(年額)
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円



自動車共済事業

- ① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
- ② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
- ③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません！
- ④ 無料のロードサービスもついています。

掛金

用途及び車種区分 共済金額			共 済 掛 金 (年 額)			
			自家用普通・小型乗用 (660cc超)	自家用軽四輪自動車 (660cc以下)	自動二輪車 (125cc超)	原動機付自転車 (125cc以下)
A 型	対人賠償共済	無制限	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
	対物賠償共済	1,000万円				
	自損事故傷害共済	1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済	500万円				
B 型	対人賠償共済	無制限	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円
	対物賠償共済	無制限				
	自損事故傷害共済	1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済	1,000万円				

下記の共済金をお支払します。



- ◎対物賠償共済金
(他人の財物を壊したとき)
- ◎限定搭乗者傷害共済金
(同乗の家族が死傷したとき)

- ◎対人賠償共済金
(他人を死傷させたとき)
- ◎他車運転特約共済金
(他人の車を運転中に事故にあったとき)

- ◎無共済等自動車傷害共済金
(無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき)
- ◎自損事故傷害共済金
(単独事故で死傷したとき)

車両共済(保険)

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合
無料のロードアシスタンスもついてきます。
(町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です)

最高43%OFF

お問合せ
資料請求は



〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F
全国町村職員生活協同組合群馬県支部(群馬県町村会内)
TEL 027-290-1352 / FAX 027-255-5302
Homepage <http://www.zcss.jp/>



みんなで創る 一人ひとりが 住みやすい 南牧村

南牧村議会議長 相馬 政之

南牧村は、上信越道下仁田ICから長野県方面に向かい十五分程走ると村に入ります。

村は、群馬県の南西部にあつて、東と北は下仁田町、西は長



小中一貫校（完成予想図）

野県佐久市と佐久穂町、南は多野郡上野村に接しています。

村の総面積は一一・八・八三平方キロメートルの大部分を山林（約九一％）が占めています。地形は、一〇〇メートル内外の山々に囲まれ急峻で平地が少なく東に開け、村のほぼ中央を西から東に流れる南牧川とその支流に沿って集落が点在しています。

昭和三十年三月、尾沢村、月形村、磐戸村の三カ村が合併し、現在の南牧村が誕生しました。発足当時の人口は、一万人以上でしたが、主要産業の蒔蒔、養蚕業、林業などの農林業の低迷により過疎化が進み、令和四年十月一日現在の人口は一五九一人となり、高齢化率・少子化率共に全国一位となっています。

令和三年度から十年間を南牧村第五次総合計画に基づき、急速に進む人口減少と少子高齢化をどう食い止め、踏みとどまるのか、議会としても最優先課題とし、取り組んでいるところで

す。

村では、移住・定住対策、雇用対策に関する施策として、村内への移住又は就業を希望する者を対象とした定住促進住宅をはじめ、担い手促進住宅や空き家改修等、住環境の整備により、定住の促進を図ってきました。今年度も空き家を三棟改修、官民連携による移住・交流の受入体制の整備等を行っていきます。

本村には、小学校一校と中学校一校があり、令和四年四月一日現在、小学校児童数一五八人、中学校生徒数一〇人で、年々減少しています。これまで、学校施設については、平成二十一年度事業で小中学校とも校舎耐震補強工事を行うなど整備充実を図り、ICT機器の活用による情報教育、国際化に対応した語学指導助手（ALT）による語学指導など積極的に取り組んできました。今後は、平成二十八年度より新たな学校種として制

火とぼし祭り



度化された義務教育学校を令和六年四月に開校予定です。開校によってきめ細かな学習形態による学力や小・中学校の壁がなくなる義務教育九年間を見通した教育に期待されるところです。またこの校舎は、地域住民との交流施設や災害時には地域の避難所としての機能も備えています。

議会では、風通しの良い開かれた議会を目的に、村営なんもくふれあいテレビ（平成八年開局）による議会定例会放映が平成十一年より始めました。平成二十五年からは、全員協議会も放映される様になり、多くの村民が視聴しており大変好評です。

今後も議員の職責や報酬も含めた環境整備を進め、誰もが参画しやすい議会を目指し、村の安定化に努めていきたいと考えます。

この地域で暮らす人達が安心して安全に生活が送れるよう、議員の総意として定住促進を進め、この村で暮らしたいと思えるような身近な議会運営を心がけ、総合計画の目標である「みんなで創る 一人ひとりが住みやすい 南牧村」を目指した村づくりが出来るよう推進していきます。

南牧村には手付かずの自然、史跡や祭りがたくさん残っています。

登山、滝めぐり、県指定名勝の黒瀧山不動寺や国指定選択無形民俗文化財の火とぼし祭りなど村の魅力を実感できますので、ぜひ一度お越しください。

退職手当支給事務

③ 退職事由と支給率について

○退職手当の支給について

本組合退職手当条例（以下「条例」といいます。）の適用となっている職員が退職した場合には、条例の規定により退職手当が支給されます。その支給額は、退職した職員の退職日給料月額に、退職事由及び勤続年数に応じて定められた支給率を乗じて得た額を基本額とし、そこに調整額を加えた額となります。ただし、非常勤職員については、調整額を加えないこととなっています。

○退職事由について

条例に規定されている退職事由は主に次のようなものとなっています。

- 1 定年退職
- 2 任期終了退職
- 3 応募認定退職（団体に規定がある場合）
- 4 勤奨退職（団体に規定がある場合）
- 5 自己都合退職

なお、定年に達した日後、その者の非違によることなく退職した場合には、それが年度の途中であっても定年退職となります。

○支給率について

退職手当の支給率は、前述したとおり、退職事由及び勤続期間に応じて定められています。条例第3条から第5条に規定がありますが、条例上の表記では「1年につき100分の〇〇」とあるだけで分かりづらいため、支給率表というものを作成し、配布しています。次に掲げる表は、その支給率表から退職

事由として最も多い、定年退職と自己都合退職を抜粋したものです。

勤続年数	自己都合退職	定年退職
1	0.5022	0.837
2	1.0044	1.674
3	1.5066	2.511
4	2.0088	3.348
5	2.511	4.185
6	3.0132	5.022
7	3.5154	5.859
8	4.0176	6.696
9	4.5198	7.533
10	5.022	8.37
}	...	...
33	37.7487	45.32355
34	38.7531	46.83015
35	39.7575	47.709
36	40.7619	47.709
37	41.7663	47.709
38	42.7707	47.709
39	43.7751	47.709
40	44.7795	47.709
41	45.7839	47.709
42	46.7883	47.709
43	47.709	47.709
44	47.709	47.709
45	47.709	47.709

なお、支給率は上記のとおり47.709が上限となっており、条例の改正がなければこれを超えることはありません。

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日程	会場
理事会	1月12日(木)	市町村会館 特別会議室
総合事務組合議会 第1回定例会	2月15日(木)	市町村会館 大会議室
定期総会	2月16日(木)	市町村会館 大会議室
会計管理者研修会	2月22日(木)	市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日程	会場
正副会長会議	1月13日(金)	市町村会館 議長会役員室
理事会	1月19日(木)	市町村会館 大会議室
定期総会	2月14日(火)	市町村会館 大会議室
全国町村議会広報クリニック	2月16日(木)	東京都 全国町村議員会館

令和5年 町村長・町村議会議員
任期満了日一覧

町 村 長			
町 村 名	月 日	町 村 名	月 日
明和町	4月25日	嬬恋村	4月30日
吉岡町	4月26日	榛東村	5月17日
神流町	4月26日	邑楽町	12月18日
川場村	4月26日		

町村議会議員			
町 村 名	月 日	町 村 名	月 日
甘楽町	4月26日	高山村	4月30日
吉岡町	4月29日	板倉町	4月30日
上野村	4月29日	東吾妻町	5月12日
長野原町	4月29日	邑楽町	5月20日
草津町	4月29日	中之条町	5月21日
片品村	4月29日	明和町	8月8日
川場村	4月29日	下仁田町	9月9日
嬬恋村	4月30日	南牧村	9月30日